

令和5年度 第1回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会会議録

1 開催日時 令和5年5月23日（火）午後1時30分～午後2時00分

2 開催場所 京丹後市役所（2階）202・203会議室

3 出席者氏名

（1）京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会委員（14人）

上田誠会長、小谷美紀副会長、糸井成人委員、鬼束良子委員、小牧裕昭委員

小森明美委員、志月友美委員、谷口由香里委員、土出尉恵委員

仲原裕司委員、藤村信行委員、山添博史委員、和田直子委員、渡邊明子委員

（2）事務局

健康長寿福祉部 部長 中西陽一、同部次長兼障害者福祉課長 田辺美幸

健康長寿福祉部障害者福祉課 課長補佐 松本勝年、障害福祉係長 中川映子

健康長寿福祉部長寿福祉課 課長 服部智昭、課長補佐 中江孝吏

4 議 題

（1）開会

（2）委嘱通知書の交付

（3）市長あいさつ

（4）委員紹介

（5）議事

① 会長及び副会長の選任

② 会長あいさつ

③ 健康と福祉のまちづくりの諮問について

④ 諮問内容の説明について

（6）その他

（7）閉会

《配布資料》

資料1 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会委員名簿

資料2 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例

資料3 京丹後市健康と福祉のまちづくりについて（諮問）

資料4 「高齢者保健福祉計画」と「障害者計画・障害福祉計画」の策定について

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴人の人数 0人

7 要旨

《議題経緯》

● 開会

事務局 定刻になりましたので、ただ今から第1回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会を開催します。

本日は御多忙にも関わりませず、御出席をいただきありがとうございます。

私は本日の司会を担当させていただきます健康長寿福祉部長の中西でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

● 委嘱通知書の交付

事務局 初めに京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会委員の委嘱通知書の交付を行います。

本来でしたらこの場で皆様方にお一人ずつの交付をさせていただくべきところでございますが、時間の都合上、代表の方1人とさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

委嘱通知書の交付は、中山市長が行います。

また、お受けいただく委員については、渡邊明子様をお願いをしたいと思います。

それでは市長、渡邊様、正面に移動をお願いします。

(市長から渡邊委員へ委嘱通知書を交付)

ありがとうございました。

その他の皆さまにつきましては、自席に委嘱通知書を置かせていただいております。

また、任期については1年間となりますのでよろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、中山泰京丹後市長から御挨拶を申し上げます。

● 市長あいさつ

市長 皆さんこんにちは、京丹後市長の中山でございます。

本日は、第1回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会ということで、皆さんお忙しい中お集まりくださいます本当にありがとうございます。

また委員の御委嘱についてもお受け賜り本当にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてですが、連休明け以降、法律上の位置付けも含めて一層の平時化が進んできたということで、日常をコロナ前に向けて本格的に取り戻していく局面への移行が社会全体でできてきたということで、もちろん引き続き基本的な感染対策が必要なわけですが、そんな日常の回復に向けて、また社会経済活動の再興に向けて市役所としても各分野で取組を進めて参りたいというふうに思っております。

この局面に移行できましたのも、この3年間の長きに渡って医療機関や高齢者福祉等の機関においてお医者様、看護師様、介護職員の皆様を始め、エッセンシャルワーカーの皆様が昼夜問わずコロナ禍の自らの感染防止という大きな御負担の中で献身的に尽くしていただいて、コロナの罹患拡大を最小限に抑えてくださったからこそであって、多大な御貢献を賜りましたお医者様、看護師様を始め、医療機関の皆様や福祉施設の皆様、そして広く市民の皆様にも多大な御負担、御協力をいただいたところでございます。

まずもって、深く感謝を申し上げたいと思います。

平常化、平時化に向けての取組を進めていく一方で、この3年間におけるコロナによる社会の中での多大な打撃をいろんな分野で受けて、社会的な環境に対する毀損というものが、まだ回復をしきれてない中にもあろうかと思えます。

同時に諸物価等の高騰の中で、そういった生活面での人によっては生活困窮というようなことを踏ん張りながら過ごしてらっしゃる方もおられると思えますし、いろんな生活面での打撃も濃淡の差こそあれ、継続している状況というふうに思いますときに、我々としては、どなたも安心して住み慣れた地域で暮らすことができるような環境をしっかりと維持をしていくと、裂け目抜け目なく維持をしていくということがとても大切であるというふうに思っております。

このためにもしっかりと地に足をつけてお声を聴かせていただきながら、そのための取組を尽くしていくということが必要だというふうに思っております。

さらに、これからのまちづくりとしてはどう活力を高めていくかということも併せて大切である中で、本市の高齢化率は37.2%と全国平均と比べて1.3倍ぐらいの状況で、一方で百寿者の方は、人口10万人当たりでいうと120人前後おられて、全国平均の3.3倍ということで非常に百才長寿に恵まれた皆さんそれぞれの日頃の健康管理によってそういった状況を作っているということでございまして、京都府立医科大学と弥栄病院との研究の成果の普及もあって全国的にも注目を浴びつつあります。

そんな中で御長寿者の皆様が、引き続きいきいきと健康で、いろんな分野で生涯現役でがんばって笑顔とともに、また喜びとともに、生活を広げていかれるようなまちづくりを進めていかなければならないというふうに思っております。

そういった福祉の様々な課題がある中で、今回は本市の高齢者保健福祉計画が今年度いっぱい期限を迎えるということ、更には障害者計画、障害福祉計画、この2つについても今年度いっぱい期限を迎えるということで、申し上げましたような大きな方向に向けて計画のフォロー、見直しを行って次期計画づくりにつなげていきたいというふうに思っておりますので、本日を含め今後とも皆様それぞれの御視点から幅広く^{かたつ}闊達に御審議賜りましたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

事務局 ありがとうございます。

それでは御出席の皆様の御紹介をさせていただきます。

順にお名前を呼ばさせていただきますので、その場でお返事をお願いいたします。

(委員を順番に紹介)

どうぞよろしくお願ひします。

次に審議会の事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員を順番に紹介)

以上が事務局となります、よろしくお願ひします。

● 会議録署名委員の指名

事務局 それでは、議事に入る前に本日の審議会における会議録署名委員を決定したいと思ひます。

これにつきましてはこちらから指名をさせていただきたいと思ひますがそれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 異議なしとのことですので、こちらから指名させていただきます。

高齢者福祉部会の糸井成人様、よろしくお願ひします。

● 議事

① 会長及び副会長の選任

事務局 それでは議事に入ります。

最初に次第の5の議事の(1) 会長及び副会長の選任に進ませていただきます。

会長と副会長の選任については、京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例の第5条第1項と第2項の規定によりまして、委員の互選により決めるということになっています。

どなたか立候補又はどなたかを御推薦いただくということでお世話になりたいと思ひますが、いかがでしょうか。

委員 推薦させていただきます。

会長に上田誠様、副会長に小谷美紀様にお願ひしたく思ひます。

事務局 ただ今、委員から会長に上田誠様、副会長に小谷美紀様と御提案がありました。

皆様の拍手で御確認をいただきたいと思ひます。

(拍手)

事務局 ありがとうございます。

会長に上田誠様、副会長に小谷美紀様を決定していただきました。

上田様、小谷様、今後ともよろしく願います。

ここで会長の上田様と副会長の小谷様には、会長席と副会長席に御移動をお願いしたいと思います。

(会長及び副会長席に移動)

② 会長あいさつ

事務局 ここで会長の上田様から就任に当たりまして御挨拶をいただきたいと思
います。

会 長 今年度から北丹医師会の会長させていただきます上田と申します。

皆さんよろしく願います。

先ほど市長からありましたとおり、コロナの後で、まずコロナ前のところ
に戻すということが至難の技ということ強く感じております。

この間に良い方向に進んだことは余りなくて、悪い方向に進むのが加速
したのを何とか元に戻すということは、本当に難しいことですが、こ
の会に課された課題の一つだと思います。

ということは悪くなっていけない、ちょっとでも良くしなければいけな
いということで、皆さん覚悟をもって審議していただければと思いますの
で、よろしく願います。

③ 健康と福祉のまちづくりの諮問について

事務局 ありがとうございます。

続きまして議事の(3) 健康と福祉のまちづくりについて市長から諮問
をさせていただきます。

それでは市長、上田会長様は正面に移動をお願いします。

(市長から会長に諮問)

事務局 ありがとうございます。

市長と部長につきましては、他の公務が控えておりますので、大変失礼で
はございますが、ここで退席をさせていただきます。

(市長及び部長退席)

④ 諮問内容の説明について

事務局 以後の会議の進行につきましては、審議会条例第6条第1項により会長が会議の議長となるとなっておりますので、会長に進行をお願いしたいと思っております。

上田会長よろしく申し上げます。

会長 では、引き続き議事の（4）の諮問内容の詳しい説明について、事務局から説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。

先ほど市長から諮問させていただいた資料3の京丹後市健康と福祉のまちづくりについて説明させていただきます。

諮問内容の1つ目、第9期京丹後市高齢者保健福祉計画については、資料3の2ページ目の上段にその概要を書かせていただいておりますが、その内容を資料4で整理をさせていただいておりますので、資料4の高齢者保健福祉計画と障害者計画・障害福祉計画の策定についてを御覧ください。

資料の左側が第9期高齢者保健福祉計画の説明になります。

この計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画の2つの法定計画を一体的に作成するものです。

老人福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進に関する計画となっており、具体的には、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、住まいや移動手段の確保、認知症高齢者やその家族への支援策など、京丹後市の高齢者福祉全般についての方向性ですとか、取組内容を盛り込むこととなっております。

介護保険事業計画では、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画ということで、デイサービスやヘルパーサービス、ショートステイ、特別養護老人ホームなどの介護サービスにおける利用見込みをもとに算出した事業量の見込みや施設整備の方向性を盛り込んだ内容となります。

見込んだサービスの事業量から地域に不足する介護サービスを把握し、施設整備の必要性を検討していただいたり、介護保険料の額を算定したりすることになります。

資料の下の2番の計画の期間を御覧ください。

介護保険事業計画に基づき決定する介護保険料については、3年に1回

見直すこととされていますので、これに合わせて、高齢者保健福祉計画の計画期間も3年を1期として作成されます。

今回皆さんに検討いただく第9期の計画については、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画となります。

なお、今回の計画期間中に迎える令和7年といたしますが、団塊の世代が75歳以上となる高齢者福祉施策の節目の年となってきます。

国の方針としては、平成30年度から段階的に構築してきた地域包括ケアシステムという、高齢者が介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で暮らしていけるよう、医療や介護、福祉、生活支援などのサービスを組み合わせて、包括的に支援していくというシステムですが、この地域包括ケアシステムを今後は進化させ、推進していくということになっています。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えて、中長期的な視点で、デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどの施設整備の必要性を検討していただき、介護サービス基盤を計画的に整備することとされています。

高齢者保健福祉計画の説明は以上になります。

事務局 続いて第4次障害者計画・第7期障害福祉計画について説明させていただきます。

資料4の右側を御覧ください。

この計画は、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく第7期障害福祉計画の3つの法定計画を一体的に作成するものです。

障害者計画は、市内の障害のある人の生活実態、サービス事業所の諸課題を把握し、障害者福祉施策の基本的な方針等を示すものです。

障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標と各年度における必要量を見込むことで、障害福祉サービス等の円滑な実施を確保することを目的としております。

計画の期間ですけれども、2番の計画の期間を御覧ください。

障害者計画につきましては、令和6年度からの6年間としておりますが、

法令における期間の定めはなく、障害者福祉部会等で御意見をお伺いしながら進めて参りたいと思っています。

障害福祉計画は、国の基本指針で3年とされておりまして、これに即して、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画としております。

障害者計画と障害福祉計画の説明は以上です。

事務局 私からは高齢と障害の計画の両方に共通する部分について説明させていただきます。

資料2の京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例を御覧ください。

まず、この会議の概要について説明をさせていただきます。

第1条で京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会を設置することになっておりまして、この条例に基づきまして、本日、委員の皆様をお願いをさせていただいております。

続きまして、第2条で所掌事務が決められております。

審議会は、市長の諮問に応じて審議を行うということで、先ほど市長から、第2条の(2)高齢者福祉、(3)障害者福祉の計画について諮問させていただき、今後、計画の内容についての審議等をお世話になることになります。

次のページの第3条の組織としましては、審議会は委員30人以内で組織するとなっております。今回14人の方に委員をお願いさせていただきます。

任期については、第4条で1年としております。

また会長と副会長を置くということを第5条で定めておりまして、審議会はこのようにして運営することとしております。

また、次の3ページの第7条で、審議会が必要と認めるときは審議会に部会を置くということになっておりますので、今回、高齢者福祉部会と障害者福祉部会の2つの部会を設置させていただき、それぞれで関係する計画を御審議いただく予定をしております。

続きまして、3ページの下のその他と枠囲いさせている部分についてですが、開かれた市政を推進するという目的で、会議については公開の形で開催させていただくことになります。

そのため、一般の市民の方や報道機関の方が会議室に入れ、会議を傍聴される場合もあります。

また会議内容につきましては、録音させていただき、会議録としてホームページ等で公開させていただくこととなりますので、御了承ください。

なお、会議録を作成する際には、発言者のお名前は記載しない形で整理させていただきますので、忌憚のない御意見がいただければと思います。

続いて今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。

先ほどの資料に戻りまして、資料4の2ページを御覧ください。

3番のスケジュールということで、5月のところに第1回とあるのが本日の会議で、本日市長から委員のお願いと合わせて、審議会への諮問をさせていただきます。

本日はこの後、障害者福祉と高齢者福祉の部会に分かれて、それぞれの分野の現状の報告などをさせていただき、その後、各部会で計画の内容について御審議いただく予定をしております。

また、令和4年度に高齢の方と障害のある方を対象としたアンケート調査を実施しておりまして、また今年の6月以降に介護や障害サービスを運営している法人や団体にアンケート等を行い、それをもとに事務局で計画の案を作成し、その内容を会議で皆さんに見ていただき意見をいただいて修正して、また修正した内容を次の会議で見えいただき意見をいただいて修正し、という形を繰り返して計画の内容を固めていき、1月の会議で計画の最終案を確認いただき、会長と副会長から計画の最終案を市長に御報告いただくというようなスケジュールを考えております。

説明については以上となります。

よろしく申し上げます。

会 長 ありがとうございます。

事務局からの説明について、御質問や御意見がありますでしょうか。

今回の計画は、前回から何か中身として大きく変わったような点がありますか。

事 務 局 高齢者保健福祉計画については、前回とそこまで大きな方針の変更は国から示されておらず、大まかには、前回のマイナーチェンジのような格好

となっており、優先順位を検討した上で、取組の充実を図っていくという
ような内容になっています。

会 長 障害の計画はどうでしょうか。

事務局 障害者計画と障害福祉計画については、障害者情報アクセシビリティ・
コミュニケーション施策推進法という新しい法律が追加されたこともあり
ますので、こちらを取り入れていきながら計画を作成していく形になりま
す。

会 長 カタカナが多く分かりにくいので、そのアクセシビリティ法というのを
分かりやすく説明いただけませんか。

事務局 全ての障害のある方が様々な分野の活動に参加するため、障害のない方
と同じ環境、同じ条件でいろんな情報を取得できるよう、そういった配慮
が必要になってきます。

会 長 具体的にはどのような施策が当てはまるのでしょうか。

事務局 言語で言いますと手話であったりとか、要約筆記であったりとか、あと
視覚ですと言葉でその情報を流すというような形になります。

会 長 例えばこの会議の会議録をそういう視覚に障害がある方に点字などに翻
訳して伝えるような手段も考えていくというようなイメージでしょうか。

事務局 市民の皆さんに市の情報を見ただけに分かりやすいようにルビを
付けるなどの配慮をさせていただくことになります。

会 長 文字の情報を音声でお知らせするというのも視野に入れるということ
ですね。

事務局 はい。

会 長 そのほか、何かございますでしょうか。

● その他

会 長 無いようでしたら議事の5番目のその他について、事務局からお願いし
ます。

事務局 この全体会の後、高齢者福祉部会と障害者福祉部会に分かれて、引き続
き部会をさせていただきたいと思います。

障害者福祉部会は、引き続きこの会場に残っていただき審議をお願いし
ます。

高齢者福祉部会は、3階の302会議室が会場となりますので、移動いただき、御審議いただきますようお願いいたします。

● 閉会

会長 それではほかに無いようですので、この会議を終了したいと思います。
ありがとうございました。

以 上